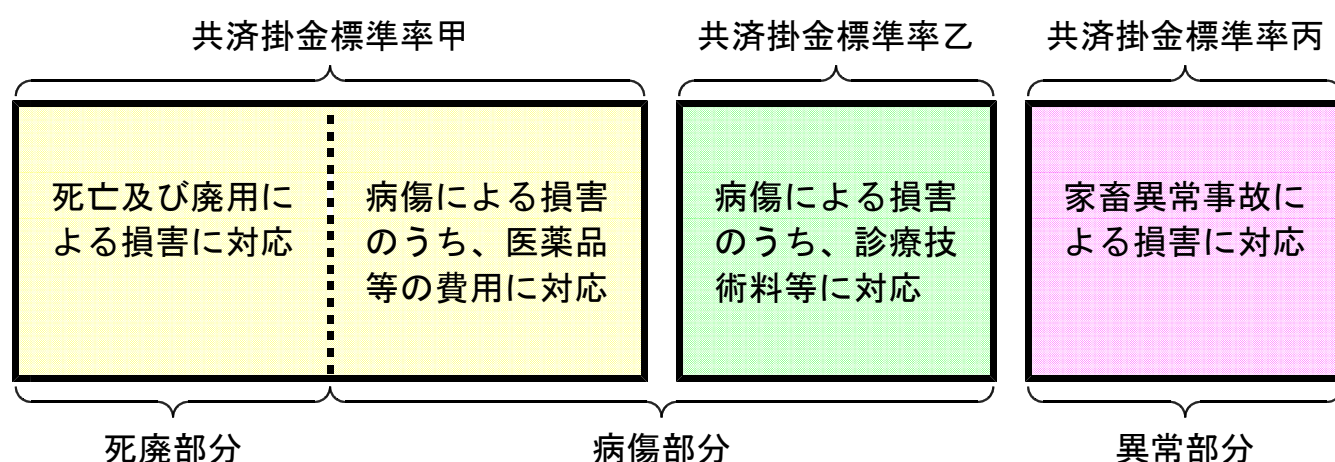


家畜共済の共済掛金標準率（イメージ図）

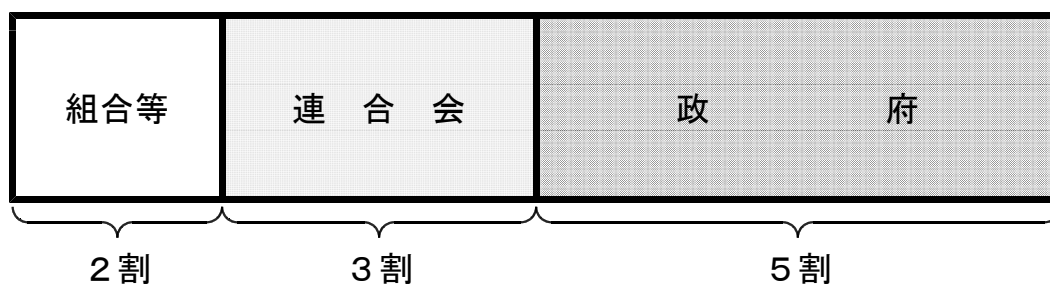
- ・ 共済掛金標準率は、対象となる損害別に、次の3つの区分（甲、乙、丙）に分けて設定（農林水産大臣が告示）
- ・ 共済掛金は、補償の最高限度額である共済金額に、共済掛金標準率を下限として組合等が定める共済掛金率を乗じて算定



（注）「家畜異常事故」とは、家畜の法定伝染病（牛肺疫に限る。）や、激甚災害法等の天災による死亡及び廃用事故のことであり、一度発生すると大きな被害をもたらす事故のことである。

（参考） 家畜共済の責任分担図

被害の発生態様について年次間変動が小さい家畜共済では、損害が起きた場合の支払責任は下図の歩合再保険方式により分担。



（注）家畜異常事故の場合は、全額政府が責任を負担